

「電子取引」の保存方法に「猶予措置」が導入

来年1月から「電子取引」を紙（書面）ではなく電子データとして保存することが必須となる。2023年度税制改正では、システム対応が間に合わないなど「相当の理由」がある事業者に対して新たに「猶予措置」が設けられた。その概要を解説する。



中田 和重
中田公認会計士事務所 所長
公認会計士・税理士

【Q1】 現行の「宥恕措置」とは？

電子メールやインターネット、クラウドなどを介して請求書・領収書等の授受を行うことを「電子取引」といいます（図表）。2022年1月に施行された電子帳簿保存法の改正により、これまで紙（書面）に印刷して保存することが可能だった「電子取引」の紙保存が禁止となり、電子データ（原本）での保存が義務化されました。しかし、2022年度税制改正において、対応が間に合わないなど「やむを得ない事情」がある事業者には、2022年1月から2023年12月までの2年間は紙保存を認める「経過措置」（宥恕措置）が設けられています（「電子帳簿保存法 一問一答（電子取引関係）」（以下Q&Aと表記）問60～62）。

【Q2】 新たな「猶予措置」とは？

2023年度の税制改正により、Q1の2年間の「宥恕措置」は2023年12月31日をもって廃止されることとなりました。「宥恕措置」の廃止後に、電子取引データを保存要件（図表※1・2）に従って保存することができなくな

たことについて「相当の理由」があると税務署長が認める（事前手続き不要）事業者に対し、「猶予措置」が新たに認められました。この「猶予措置」には、適用期限は設けられていません。また「猶予措置」の適用の対象になった事業者であっても、紙の保存のみでの対応は認められず、必ず電子データ自体の保存が必要である点は従前とは異なります（図表B、Q&A問61）。

【Q3】 「相当の理由」がある場合とは？

新たな「猶予措置」の対象と認められるための「相当の理由」については、2023年6月に国税庁から公表されたQ&Aに詳しく解説されています。具体例として、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステムや社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、環境が整っていない事情がある場合（資金的な事情や事業者の経営判断についても考慮される）と記載されています。

反対に「相当の理由」があると認められない場合は、資金繰りや人手不足のような理由ではなく、単に経営者の信条のみの理由である場合や、2023年度税制改正以前から要件に従って適切に電子データの保存ができており、特定の事情なく、その後システムの更新によって要件を満たすことができなくなった場合などが記載されています（Q&A問61・問64）。

【Q4】 適切な保存方法の選択は？

電子取引データの保存方法は、図表の通り対象となる事業者の要件と保存要件の充足により

4通りの方法に分類されます。

「電子取引」の2つの保存要件（図表※1・2）を満たした市販のソフトを使用する場合だ

■図表 2023年度税制改正による電子取引データの保存制度の見直し（2024年1月1日から改正）

「電子取引」とは、電子データにより受領・送付した注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などで、具体的には電子メールの添付ファイルやクラウドサービスで送受信した請求書、ショッピングサイトで購入した商品サイトからダウンロードした領収書など多岐にわたります。このような電子取引データについては、下記のいずれかの方法により保存要件を満たした上で保存する必要があります。

保存方法	対 象	保存要件		その他の要件
		改ざん防止 ※1	検索機能 ※2	
A 原則	全ての事業者	必要	必要	●見読可能装置（パソコン・プリンター）の備付け等の要件
B 猶予措置	「相当の理由」によりシステム対応が間に合わなかった事業者	不要	不要	●出力書面※3の提示又は提出の求めに応じる ●ダウンロードの求め（調査担当者へのデータのコピーの提供）に応じる
C 例外①	全ての事業者	必要	不要	●見読可能装置の備付け等の要件 ●出力書面※4の提示又は提出の求めに応じる ●ダウンロードの求めに応じる
D 例外②	2事業年度前の売上高が「5000万円以下」の事業者	必要	不要	●見読可能装置の備付け等の要件 ●ダウンロードの求めに応じる

- ※1 ①取引先がタイムスタンプを付与したデータを受け取ること、②保存するデータにタイムスタンプを付与すること、③データの授受と保存を訂正履歴が残る又は訂正削除ができないシステムで行うこと、④正当な理由がない訂正削除の防止に関する事務処理規程（「電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係）」（以下Q&A）問29）を制定し遵守することのいずれかを満たすこと（Q&A問15）。
- ※2 ①取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索の条件として設定できること、②日付又は金額について範囲を指定して検索できること、③二以上の任意の項目を組み合わせて条件を設定できることの全てを満たすこと（Q&A問42）。
- ※3 書面により作成された場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力された文字を容易に識別することができる状態（書面で保存している国税関係書類と同様に整理する方法）で整理しておく等（Q&A問65）。
- ※4 ①課税期間ごとに、取引年月日その他の日付の順にまとめた上で、取引先ごとに整理する方法、②課税期間ごとに、取引先ごとにまとめた上で、取引年月日その他の日付の順に整理する方法、③書類の種類ごとに、①または②と同様の方法により整理する方法（Q&A問46）。

けでなく、事務処理規程（図表※1④）を整備し、エクセルを活用して検索機能の要件の確保をした事業者は、原則的な保存方法（図表A「原則」）となります（Q&A問44）。

また改ざん防止の要件（図表※1）を満たして、プリントアウトした書面（図表※4）の提示・提出および電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるとは、事業者は、検索機能の確保の要件が不要になります（図表C「例外①」）。

さらに2事業年度前の売上高が5000万円以下の事業者は、改ざん防止（事務処理規程等）と電子取引データのダウンロードの求めに応じることができれば、検索機能の確保の要件が不要になります（図表D「例外②」）。

最後に、前述の「相当の理由」により対応が間に合わなかった事業者は、プリントアウトした書面（図表※3）の提示・提出および電子取引データのダウンロードの求めに応じることができれば、改ざん防止、検索機能の確保のどちらの要件も不要となります（図表B「猶予措置」）。

* 2023年1月から全ての事業者が「電子取引」のデータでの保存が必要となりますので、図表の4つの方法より選択の上対応をご検討下さい。